

岸田俊子と「女大学」

菅野 則子

はじめに

過日「女大学考」をまとめた。(註)そこでは、「女大学」が、明治以降第二次世界大戦後にかけて、批判されたり支持されたりしながらどのように読まれ、継承されていったのかという関心から、福沢諭吉、平原北堂、中川善之助の三人の議論を採り上げ聊かの検討をした。本稿では、この前稿を承けてそれをさらに豊かにする意味で、いくつかの問題を採り上げてみる。

前稿で扱った福沢の『女大学評論』・『新女大学』が刊行されたのは明治三〇年代のことであるが、この二著は、福沢がそれ以前の自由民権期を経た明治一〇年代末にまとめた仕事「日本婦人論」「日本婦人論後編」「日本男子論」に依拠したものである。本稿では、これら福沢の仕事に影響を与えたと思われる自由民権期の動向に焦点を絞ってみたい。この時期、「女大学」を強く意識して活躍した人は少なくない。その中でもとくに注目したい人

が二人いる。一人は土居光華であり、もう一人は岸田俊子である。彼ら二人の仕事はその後に関わり、多くの人がびとに少なくない影響を与えたものと思われるからである。土居光華については別稿に譲り、本稿では、岸田俊子の動向を扱うこととする。

一八六三（文久三）年、京都呉服商岸田茂兵衛の長女として生まれた俊子は、一八七九（明治一二）年、一七歳の時抜擢され宮中の「文事御用係」となり、皇后に「孟子」などを進講したが、病気を理由に二年間で辞し、以後母と旅に出る。一八八二（明治一五）年からほぼ二年間「女権拡張」を掲げて各地を遊説する。一八八四（明治一七）年、自由党副総理で日本立憲政党（関西に於ける自由党の別働隊）の総理中島信行と結婚。以後『女学雑誌』に女性の地位向上を目指す評論・随筆・漢詩などを発表。一八九〇（明治二三）年、第一回総選挙で信行は当選、初代衆院議長となったので、俊子は議長夫人として活躍。一八九二（同二五）年、第二回総選挙で落選した信行はイタリア特命全権公使となったので、俊子は夫とともにイタリアへ渡るが、わずかにして帰国、その後一八九九（同三二）年信行没、一九〇一（同三四）年、俊子は三八歳で没した。

以上のような経歴の持ち主である岸田俊子は、「民権運動家」「評論家」「小説家」等といわれているように、当時の女性としては多面的な活躍をした。岸田に関する研究はかなりの数に上るが、その多くは「女権拡張」「女権宣言」などの運動、すなわち「女権論」を主張したということに焦点を当てたものである。それらについては、鈴木裕子『岸田俊子評論集』（不二出版 一九八五）の解説をはじめ鈴木の一連の仕事・大木基子『自由民権運動と女性』（ドメス出版 二〇〇三）等の研究がある。（註1）

岸田俊子が主張する「女権宣言」は、眼前の社会を覆っている男尊女卑を打破するためのスローガンであった。

岸田は、そのために多くの主張をしながら、多面的な活動をしたが、本稿ではそうした岸田の「女権宣言」の基礎となると思われる女子教育に焦点を当ててみたい。

一 岸田の演説活動

岸田は自らの主張を行使するに当たって講演・演説と執筆の両面で活躍したが、ここでは岸田の講演活動に焦点を絞って検討したい。なぜなら、岸田が行った演説の一つ「函入娘」が処罰を受けることになるのであるが、その演説の内容に「女大学」の存在が大きく影を落としていることが確認できるからである。この一件はいわゆる「大津事件」と称されているものである。(註三)

岸田は、一八八二年から八四年にかけて大阪・岡山・四国・熊本・京都と西日本各地を母とともに遊説の旅を続けた。その数はおおよそ四〇回程になる。その様子をいくつかの新聞によりながらまとめたのが表（岸田俊子の演説）である。(註四) 報道されなかったり、未見のものなど多少の遺漏があるかも知れないが、目下、手許の史料で確定できたものをまとめた。これからも分かるように、一八八三年一〇月に行われた「函入娘」と題される演説が処罰されて以後は、一八八四（明治一七）年二月三日、大和で行った演説を最後にしてその後演説が行われた気配はない。丁度この頃岸田が結婚したこともあったからだろうか、これを機に岸田の精力的な演説活動には幕がおろされた。そしてそれ以後は、もっぱら『女学雑誌』などの紙上で「女権拡張」や道徳問題を中心とした発言を続けていく事となる。ここでは、岸田が行った二年間の演説活動に焦点を当ててみたい。

岸田が二年間に行った演説についてまとめた表および、これをまとめる過程で留意された事柄などを列記しよう。

(一) 大阪での演説はもっぱら自由党员として同志と共にを行う政談演説会であった。

(二) 岡山でのそれは基本は政談演説会と銘打っているが、大阪でのように同志と共に行うものとは趣を異にしているようだ。岡山の女性活動家である竹内寿・津下久米・上森操等によって担ぎ出された岸田の発言は、岡山女性たちの政治的活動の組織強化を支援するための呼びかけという側面が強いように思われる。(註五)

(三) 四国での演説の基本は大阪の場合と同じようなものである。回数もそう多くはない。自由党员として各地へ出向き政談演説をすることがひとつの任務であったもののようで、それを遂行するために行っている。

(四) 九州での演説会はそれまでのものと変わって、すべてが学術演説会と銘打たれている。行動範囲も広く、従って回数も他地域に比べると多い。また、演説会の様子を伝える「熊本新聞」の記事は、他の新聞とはやや趣を異にする。単に演説会が開かれたことを伝えるに止まらず、演説の内容がある程度かいつまんで報道しているので、その概要を知ることが出来る。これは、大阪や四国での演説との違いである。

(五) さらに、九州地域での演説に対しては多くの反響があったことが確認されること、それも年少者が多いことが注目される。これについては後述する。また、演説会後に各所で岸田を囲んで懇親会が催されていることなども留意される。大阪・四国地方での大勢の弁士によって構成された政談演説会との違いである。

(六) 京都地域での演説は、九州地域の遊歴の延長線上にあるようだ。(註六)

時折地元の党员を巻き込んだ演説会を催しているようであるが、傾向としては後述する「女子大演説会」に

典型的にみられるように、岸田を中心に岸田の弟子とされる女性たちと共に行うような形態に変わっていつている。そして、演説内容も教育、特に女子教育を説く傾向を強めているようである。

(七) また、一般に明治期の演説会は多分に興行的要素をもつといわれるが、岸田の場合、特に京都でのそれは、そのような色彩をより強くしているかのようにみえる。現に、自ら演説「函入娘」の冒頭で、「女子ノ任」として各所で女子教育の目的で学術演説を行っているのだと述べている。岸田のこうした行動に対して、ある人は、「昔は錦を衣たる身が、今や一ノ芝居小家に来て興行に等しい行」をしていると卑しむけれど、そんなことは自分は意としない、抑も「興行」とは「興シ行フ」と読むこと、私は「国家のために興行」を行うと述べている。(註七)

以上が、岸田の演説活動のおおよそであるが、こうみてくると、九州での活動以後のものとそれ以前の大阪や四国での演説活動との間に一つの転換があったように見える。そしてその転換の鍵は、どうやら岸田の岡山での経験にあるようだ。九州での活動は、勿論、地元の党(会)員や支持者によってお膳立てされているようであるが、個々の演説会における演説者の数は大阪や四国の場合のように多人数ではないこと、場合によっては演者が岸田一人であること、また、多くの場合岸田一人で二つのテーマの演説を行っているのである(この点については後述)。しかも、(五)に述べたように岸田からの影響を受け、賛同の声をあげたものの中には年少者が多くみられる。おそらく岸田の演説活動の経験からいうと、現状を変えていくには人びとの意識を変えていくこと、そのためには教育が必要であること、そのためには年少者への意識的呼びかけがより大切であることを体得していった

のであろう。

そして、もう一つ注目されるのは、岸田は自分の演説を、「政談演説」から「學術演説」に切り替えていることである。その転換をはかった事情には二つのことがあったと思われる。一つは、政治的発言に対する政府のチェックが強められていくこと、たとえば集会条例の改正などにみられるような社会状況の変化があったこと、二つには、岸田本人の自覚的なものがあつたと思われる。前者については指摘するだけにとどめるが、後者の岸田個人の転換については聊かの言及を要するであらう。

岸田は、当初、大阪地方においては自由党员として多くの同志と共に「政談演説」に参加していた。表中の備考欄に示したように、ここでは常に十数人から二十人近くの党员の中の一人として政談演説会に加わっていた。そしてその時の演説の多くは岸田なりに女性の問題を取り上げている。しかし、岸田は、彼らと行動を共にしていく過程で自由民権の旗を掲げつつも彼ら男性民権家の主張の中には、岸田のいう自由とは合致しないものが多いあるのを覚つていったに違いない。本稿では取り上げないが、自由民権を叫ぶ男性民権家の多くの意識の底流にはぬぐいがたい男尊女卑の思想が流れていることはすでに指摘されている。おそらく、そのことを身を以て実感したであろう岸田は、それに対抗するためには同志の一員として単に「女権拡張」を掲げて男性の民権家と共に「政談演説」を行うよりも、女子教育の必要を訴えることの方が先決なのではないか、そのためには女子教育の徹底を図ることが重要なのではないかということを考えていくようになっていったのではなかったらうか。男尊女卑を無意識のうちに受け入れてしまっている社会状況、それをそのまま踏襲し続ける悪習慣、それを持続させている眼前の教育、とりわけ女子教育のあり方こそが大きな問題なのである、そう感じた岸田は、むしろこれ

までの政談演説の列を離れて自らの考えをストレートに打ち出していくこと、女子教育の重要性を叫ぶほうが得策であり必要である事を悟っていったのではないか。それ故に岸田はそれまでの政談演説という方法を転換させる方向へ歩を進めていく。言い換えれば、政談演説から学術演説へ、そして、呼びかけの対象者の中に年少者をおくことをより強く意識するようになったのではないかと思われる。

演説によって自らの主張を聴衆に訴える方法は、明治期に入って盛んに行われるようになる。とりわけ自由民権運動はこの方法を縦横に用いることによって運動を広汎なものにしていった。従って、演説がうまいこと、すなわち雄弁であることが民権家の一つの重要な要件でもあった。(註八) 岸田はその例に漏れなかった。岸田の演説が、次々に聴衆をとらえていったことは、後述するように多くの新聞も報じている。

『近時評論』(九二号 一八七七、一一、一三)の「演舌条例制定ノ風説」に記された記事に注目したい。そこには「政府ハ演舌条例ヲ設ケ弁論ノ境域ニ制限ヲ設クルアラントス蓋シ其ノ主旨ハ年少過激ノ徒又ハ悒鬱不平ノ輩ガ演舌ヲ以テ人心ヲ攪起シ国安ヲ妨害スルヲ予防スルニ在リ」と記されているものである。(註九)

ここで留意されるのは、「年少云々」の下りである。つまり演説は、文字に充分通じていない層をも巻き込んでいったのであろう。政府はこうした状況を鋭く察知していた。おそらく岸田もこうした要点を逆の意味で鋭く捉えていったと思われる。そして、半ば興行化させたような形の演説会を行いながら、未だ「悪習慣」に染まっていない多くの年少者を引きつけていった。そうした年少者に岸田なりの教えを説き、彼らを弁士に仕立て、彼らと共に演説会を巡回させていった点に特徴がみられる。年少者の発言による年少者への波及効果は更に倍加していったのではなかったか。(この点については後述)

二 「函入娘」と「女大学」

(一) 演説「函入娘」

一八八三年一〇月二日午後六時から京都四条北演劇場で女子大演説会が行われた。その時の出席弁士と演題は次のようなものであった。岸田俊子女「はこいり娘・婚姻の不完全」、中村とく女「女子の任は果して重きか軽きか」、太刀ふぢ女「人も亦花の如きものか」、梁瀬濤江女「丹波氷上郡は昔は何を以て鬼国と云ふや」であった。そして、この会を予告した新聞は、当地で初めての演説会なので盛会であろうと報じ、同時に開催場所、日時及び当日の入場券の販売所八カ所を示した。(註一〇)

予想通り当日は盛会であった。新聞は、京都での演説会は珍しいこと、このたびの弁士も当地では初めてののでと述べた後で「皆な我ら我もと先を争ひ傍聴に出掛しものから場中立錐の地を余さず後れ来りたる者は皆々舞台に上り、為に弁士の出入妨ぐる程にて実に形容し能はざるの盛会なりき」と報じた。(註一一)

中村・太刀・梁瀬の順に行われた演説は(内容については後述)、静粛に受け止められ、会は順調に進められていった。最後の岸田の演説が始まると、聴衆はざわめきだし「生意氣連中(岸田の考えに批判的な者たち 引用者註、以下同)は、女子の演説を聞く馬鹿があるものか」等と奇声をあげ、「三従の道」を説くときに至っては騒ぎは一層激しくなり、話を続けることが出来なくなり、一時中断、場内が静まるのを待つて再び壇上に立つといった有様だったという。しかし、記者は「(岸田は)再び演壇に上りて其趣意を尽し大に聴衆に満足を与へ且つ頗る感動せしめたり」と報じた。(註一二) 結局、この日の会は聴衆に大きな感動を与えて終わった。

その一〇日後の一〇月一二日、同じメンバーと内容で大津四の宮の劇場で女子演説会が開かれた。同夜の様子を伝えた新聞を見よう。(註一三)

当夜は大雨にもかかわらず五六百人の聴衆があつたことを伝えた後に「大津警察署よりは警部桑山某が巡查両三名を率いて臨場し前席三名の女子(中村・太刀・梁瀬)の演説畢りて最後に岸田氏が函入娘といふ題にて女子教育等の事を演べ了り既に聴衆も解散せし後臨監の警部は岸田氏の演説は政談に亘りたりとて同氏を該警察署へ拘留したる由同地より報知あり」と報じた。この記事通りに岸田は、演説終了後大津警察署に拘留され、その後直ちに未決監へ送られそのまま同獄へ投じ置かれることとなつた。(註一四)

この一件以前にも岸田の演説は度々臨監によつて制されたことはあつたが、今回は拘留投獄されるという事態に立ち至つたのである。恐らく一〇日前の一〇月二日に京都四条で行われた女子大演説会での岸田の発言がマークされていたのだろう。この一二日にはすでに、岸田の演説を何とかして規制しようとした大津警察署の手配がまわっていた。警察署は岸田の演説内容を筆記する担当者を会場に潜ませ、その一部始終を詳細に書き取らせていた。そして、それを根拠にして岸田の演説は二つの点に問題ありとして起訴されることとなる。(後述)

その時の演説の記録を書きとつたのは、右に引用した新聞記事にも記されている「警部桑山某」、すなわち法廷で読み上げられた学術演説「函入娘」を傍聴筆記した「演説筆記司法警察官ノ訊問調査警部桑山吉輝」であつた。(註一五)

この時の岸田の演説「函入娘」については、「大津事件顛末」として収載されている「公判傍聴筆記」から知ることが出来る。その内容について、それが法廷で読み上げられたときに、被告である岸田側もほぼその大要を

肯定しているのが、以下その「公判傍聴筆記」から、問題とされた演説「函入娘」の概要を見ておこう。(註^六もつとも、この演説が行われた時にはすでに、駿々堂から岸田の著作として『函入娘・婚姻の不完全』が刊行されていた。(註^{一七})

『函入娘』について、刊行本と演説とのあいだには、順序や表現などに多少の相違は見られるものの、内容の大筋には大差ない。しかし、演説の方には、その後半部分に刊本にない比喻がかなり盛り込まれている。ここでは演説を中心に検討するという立場から、桑山吉輝が筆記した演説「函入娘」に依りながらその全容を見よう。

(二) 演説「函入娘」の概要

「函入娘」という呼び名は京阪間での俗語であり、中等以上の人の娘のことをいう。彼女たちは親が造った「函」に入れられて育てられているのでこう呼ばれている。その函を造る父母は娘を「善良正道ニ以テ婦徳ヲ修メシメントスル」ために慈愛を籠めて造る。しかし、実際には娘たちを「手アリ足アリ口アルモ手足働カシメス口云ハシメスシテ自由ヲ妨ケル」始末となっている。まさにその函こそが娘を苦しめているのである。しかし、私(岸田)が作ろうとする函は、形のない函である。伸ばした手足がぶつかることのないような自由な函である。人は、それでは娘たちの不品行勝手気まます許してしまうのではないかと心配するが、決してそのようなことはない。歴とした教育の函であり、それは各家によって違いがあり、一様ではない。現状を見ると、今ある函は三つに分類できる。その一は、聖人君子が遺した書物、具体的にいえば「女大学ニ女小学ノ如キ類」の教えに沿った函である。その二は、女子が産まれると、女子は「深窓」に住むべきものとして「長簾」をかけ彼女たちを外界から謝絶し

てしまうような函である。その三は、親の云うことに有無をいわず子を従わせようとするような函、まさに「濫リニ母権ヲ張ル」ものであり、これは最も下等である。この三つの函のうち第一のものは、やや「高尚」なので採るべきものはあるが、第二・第三のものは不完全なので参考するに当たらない。

次いで、母親の子育て論について言及する。「学文(問)ハ嫁入ノ妨ケナリ」という卑しい論があるが、これは大いなる誤解である。むしろ、学問は国家にとつて有益であり、学問こそ「婦人嫁入第一ノ道具」として女子の身につけさせることが必要である。その学問とは具体的にいうと「経済学及び修身学」である。夫が亡くなったも、きちんと家を切り盛りすることが出来るように「経済学」は必要であるし、子どもには道徳や規律を教えることが大切であるから「修身学」もまた必要である。

「真ノ父母」は、娘の「智識開達スルニ順ヒ」、すなわち娘の成長の度に合わせて適当な教育を施していかななくてはならない。以前だったら古い函でもよかつたかも知れないが、「今日ハ天帝娘ニ自由ヲ与ヘラレタルコトハ娘モ皆熟知シタルノ時ナレハ自由ナルヘキ函ヲ造ラネハナリマスマイ」。すなわち、今日のように新しい世の中になった(註一八)のであるから、娘に自由を与えられるような函造りが望まれる。いずれにせよ、今ある函は娘を「苦シメル函ニシテ娘ノ為」にはならない。

ともあれ、善良な人(父母を指す)は函を造るとき、函に入れられる娘の心を察し「世界ノ如キ大且ツ自由ナル函ヲ造ルヘシ、然ルトキハ真ノ函入り娘トナルコト」を保障する。これに反し「窮屈不自由ナル函ニ入ルトキハ必ス娘ハ遁亡」するであろう。

といった内容の演説であつた。刊行本の方は、ほぼこのような内容でおわっている。しかし、演説「函入娘」

の方にはこの後に次のような比喩が付け加えられていた。すなわち、花は、籬があると窮屈で自由に開くことが出来ない、美しい花を咲かせようとするならばその籬を取り去ることが必要である。娘も花と同様で、窮屈な函に入れられれば遁亡したくなるだろう。もしそのような事態になれば、父母は下男下女を雇って逃げ出した娘を捕縛しなくてはならないだろう。娘を自由な状態にしておけば下男下女を雇う必要もなく無駄を省くことが出来るといったようなことを岸田は述べた。恐らく半ば自己陶酔的に且つ聴衆を煽動するかのよう語つたものと思われる。(註一九)

以上が演説「函入娘」のおおよそである。これの前半部分は、とくに問題とされなかったが、後半のたとえ話以降が、官憲の忌諱に触れた。娘を人民に、父母を政府に、函を法令に、捕縛に当たると下男下女を警察官吏に喩えたものであると解されたのである。そしてこの演説は、よからぬ函を造つた父母、すなわち政府を批判したということ、逃げ出した娘を捕らえに走る下男下女、すなわち警察官吏を侮辱したということ、この二つのことが問題であるとされ起訴された。法廷での審議の結果、後者は証拠不十分ということで罪に問われなかったが、前者の問題は、集会条例に違反すると査定され、集会条例第一〇条により罰金五円を申し渡された。同時にこの時の演説会の会主井樂甚三郎も同様罰金五円に処せられた。女性の演説で処罰を受けた最初の事例であり、これが「大津事件」と称されているもののおおよそである。なお、「自由新聞」四二二号(一八八三、一一、二〇)は、「我が邦に於て婦人の言論に罪を得るは女史を以て嚆矢とす」と報じている。

本件公判中、原告と被告との間でとくに問題とされたのは「自由」ということであつた。岸田は自分がいう「自

由」とは「道徳上の自由を解説したもので、決して政治上の自由を論議したのではない」と述べ、「要するに父母たる者の道と女子たる者の本分とを解説して古来女子教育の悪習あるを痛論したるに止まり一として此女子教育の範囲を超越したることなければ政談をなし若くは臨監の警部巡查を侮辱したる等の覚えなし」(註一〇)と主張した。現に刊行本の方でも岸田はほぼこのような内容にことを述べている。恐らく演説の際に岸田はこの発言の枠を超えてしまったのかも知れない。しかし、本稿では今そのことを問うよりも岸田の女子教育についての「女大学」に関わる発言に留意したい。

(三)「函入娘」と「女大学」

岸田は「女大学」を決して否定してはいない。否定するどころか、むしろ「女大学や女小学」のもつ「高尚」性、すなわちそれらに盛り込まれている道徳的な事柄については評価している。しかし、岸田はその「高尚」、道徳部分を評価しながらも「女大学」に体现されている「三従の道」についての扱いには大いに問題ありとする。すなわちこれまで提唱されてきた「三従の道」の読み方なり実施の方法がよくなかったというのである。

岸田が演説「函入娘」で最も問題としたかったことは「女大学」などの女訓書でいわれている「三従の道」であった。そして、それは同時に当時の人びとの最大の関心事でもあった。そのことは、先述したように一〇月二日、京都で行われた女子大演説会の席上で、岸田が「三従の道」について発言したとき聴衆が大騒ぎしたことによく示されている。この騒ぎは、裏を返せば、それだけ当時の人びとの通念の中に「女大学」、とりわけそこで述べられている「三従の道」の教えが広く深く定着していたことでもあった。「女大学」の中に述べられている

「三従の道」、それも、当時、多くの人々が抱いていた「三従の道」とは、岸田にいわせればまさに第三もしくは第二の函に合致するものであった。いいかえれば、それは時には娘の「自由」を押さえつけたり奪ったり、また、それぞれの局面において女性性は親・夫・子どもにも無条件に従わなければならないというような悪習慣であった。このような悪弊に彩られた「三従の道」、それを強制する第二・三の函という枠組の中で長い間女子教育が行われ続けて来たこと、今なおその延長線のままであることが、男尊女卑を社会に蔓延させているというのが岸田の捉え方であった。

だからそのような女子教育のあり方を変えていかなくてはならないという認識に立って、岸田は、岸田なりの女子教育についての考えを披瀝しようとした。しかし、岸田は男尊女卑の根源が旧来の教育にあったとはいえず、その基本素材であった「女大学」など一連の教訓書そのものを全面否定するのではなく、それらの教訓書の道徳的な部分には大いに学ぶべきであることを唱えていることを再述しておこう。(註二)

(四)「三従の道」の読替について

演説中に大きな反響を呼んだ「三従の道」について、岸田はどのような発言をしたのだろうか。この点については、桑原吉輝がまとめた筆記ではあまりはつきりとは記されていないので、刊行本『函入娘・婚姻の不完全』(註三)に依拠しながら検討したい。「三従の誤謬を解し去んと欲するなり」と記した上で「家にありて必しも其父母に従ふに非ず嫁して必しも其夫に従ふに非ず老て必しも其子に従ふに非るなり、若し此の如くのみにして之を措かば必ず人あり云はん、女性素柔順にして而柔順ならざるものなり、然るに之に加ふるに其不順を以てするとき

は其弊害之に過ぎたるなしと、此其一を知て未だ其二を解せざるものなり、何となれば今其難者の言の如く女子を教育するに唯徹頭徹尾百事百物に従随すべくとのみ論す時は其女子物の是非を弁し正邪を解するの智識は何の点より養成し来るを得るや必ず之をして放て無為無智の女子となさしむる外なき能はざるなり」(三八頁)と述べている。そしてこのような「無為無智」の女子を「有為有智」の子に養育するには「其智識を發生せしむるには其是非正邪を弁悟せしめ其従ふべくと従ふべからざるとを知らしむるに若かさるなり、夫其従ふべからざるものは人にして其従ふべき者は道なり、今茲に説く所の三従は即家にありて其子たるの道に従ふて父母に従ふに非るなり、嫁して其妻たるの道に従ふて夫に従ふに非るなり、老て其親たるの道に従ふて子に従ふに非るなり」という。まさにこの発言に岸田の主張は集約される。すなわち、結婚前、家においては「子たるの道」(子としての道)に従うもので、父母に従うのではない。同様に、結婚したなら「妻たるの道」(妻としての道)に、老いたなら「親たるの道」(親としての道)に従うのであり、決して夫や子に従うのではない。「人」に従うのではなくそれぞれ「道」に従うことこそ必要なことだといっているのである。岸田は、「女大学」に述べられている「三従の道」の教えを、父母・夫・子という「人」に従うのではなく、子・妻・親としての「道」があるのであり、その「道」に従うことが肝要なのだという。「人」から「道」への読み替えをした。旧来の女子教育のあり方の誤りは素材の用い方、解釈の仕方がよくなかったのだという批判をしながら岸田が考える方法を提示した。

では、ここでいう「道」とは何か。岸田は、子としての道、妻としての道、親としての道、それぞれの「道」が具体的にこうであるという提言はしていない。しかし、子としての道は学ぶこと、妻としての道は夫亡き後も家を切り盛りしていくことといったことは「函入娘」に限らず、岸田の演説の随所に述べられている。その上で、

とくに、岸田がここで主張したかったことは、「無為無智」の女子を「有為有智」に育てるには知識の発達に伴い是非正邪を覺らせていくこと、そしてそれに伴い「従」と「不従」とを会得させていくこと、「人」に従うのではなく、「人」にはそれぞれにかなった「道」があるのであり、その「道」に従うこと、これこそが岸田のいう「三従の道」、少々飛躍して云うならば「学び」であった。岸田は、女子が学ぶことのないままに成長し結婚したのでは、生まれた子どもを教育することはできない、だから、まずは、幼少時からきちんとした「学び」を身につけさせることが必要なのだとということを中心として主張して止まらなかった。

このように、人々の意識の中に染みついてきた「三従の道」のあり方を批判した上で採るべき道の提示をした。この点についてはまさに「女大学」の根底にある思想を正面から批判するものであったといつてよいだろう。しかし、その一方で、「高尚」という語を用いて一定の評価をするなど「女大学」へのこだわりをもち続けていたことは先述した通りである。(註三三)

三 その外の演説

岸田は、表に見るように演説「函人娘」の以前にも多くの演説を行っているが、その具体的内容はあまりはつきりとはしない。しかし、岸田が行った他の演説についてももう少し知る必要がある。そこで岸田の演説を伝えた新聞記事によりながら演説内容に触れている当該箇所を以下に抄出してみよう。

(一) 四国で行われた演説「嗚呼嗚呼」について

「殊に激烈慷慨をきわめ従来を経験にては疾くに中止解散を命ぜらるべき勢なれど、女ゆへといふでもあるまいが当夜の臨監警部は誠に寛大を極められ恬として顧みざるが如くなれば、俊子は尚ほ一層の力を得て滔々弁じ來て益々慷慨を極め遂に政府を天にたとへ、諸君よ我々が戴く所の天は將さに地上に墮落せんとす、是れ天柱の鞏固ならざるが為めなり、我々は此儘にて過ぎゆきたらんには久しきを出でずして圧殺せられんとす、我々の生命は惜しむに足らざるも三千年來皇統連綿たる帝国の旭旗は將たいづれの地に樹つべき乎、故に我々は天墮落せは墮落するに任かせ、其上に立て更らに堅牢の天柱を撰定し以て完全安寧の地を求めざるべからず云々」〔普通新聞〕一八〇九号 一八八二、六、二七)

ここでは、政府を「天」にたとえ、今、それが地上に墮落しようとしていると政府批判をしたことが臨監警部の「中止解散」の声を呼んだ。

(二) 九州地方で行われた演説

イ…「賢媛來者に告ぐ」(①)の演説は、初めに男女の同権ならざるべからずを説き、次ぎに習慣の勢力を説きて痛く東洋婦人の弊を論じ、遂に之を教育の悪しきに帰せられ、後題の「行_し戸飯囊人所恥」(②)の演説は、始めに活動なき精神の弊を挙げて痛く睡眠社会を論じ、善にまれ悪にまれ奮て為すこそ無為の世よりも好からんとまで論及し、遂に社会のことは万事改進すへきの意を以て之を結ばれたり、然るに惜しむべきは語_{ことば}少しく漢語めき解する人稀なりしが如し」〔熊本新聞〕一三八七号 一八八二、一一、一)

二つの演題のうち、前者(①)では、男女同権を説き、旧来からの悪習が「東洋婦人」を低位にしているが、これは教育が悪いことに起因していると述べ、後者(②)では、社会の不活発を論じ、社会の改進のために立ち上がるように奮励努力せよと説いた。

ロ…「前題」「柔柳堅松亦同精神」(③)は、現今我国婦女子の気力なきことを論破し、女子は男子と同等の権利を有することを明かにし、遂に従来婦女子に教へ来りし徳義に関する古語の解釈を誤れるを説きて、女子は柔柳の態ありて堅松の如き精神なかるべからざるを説き、後題「京都みやげ 一片丹心在高雄山裡楓、…秋紫雲天竺寺中花」(④)は「高雄山の楓樹もみぢ云々」と述べているが、長文なので以下に要約する。まず、京都高雄山の楓の丹色と高台寺の萩の花の紫色とを対比する。そして、紫は古来貴顕の貴ぶところであるのに対して、丹色は不正不詳の色とされてきたが、いまや紫は終に社会には不要となり丹色が粹正となったと述べ、その丹色を社会に拡張していくべきであるといった内容のことを新旧対比させて述べた。「熊本新聞」一三八八号一八八二、一一、二)

要するに、前者(③)では女子に気力がないことを指摘、後者(④)では古いものにとらわれることなく新しい旗を掲げ、社会発展のために奮い立てと促している。

ハ…「第一に「習慣論」(⑤)といふ題にて習慣の弊害を説きて、皆な是れ教育の弊害に起因おこする所以を述べ、第二に「思想論」(⑥)と云ふ題にて高尚なる思想は自由を欲するも卑下なる思想は压抑を好むと云ふことを梅

花と鶯鳥たつへとに比喩たとへて暗々裏に官民の關係に説き及はれしに、其論凱切がいせつききて聴衆を感せしむる所ありしか、演のべ了おはりて將に壇を降らんとさるるとき臨監の警察官は厳しき容貌にて只今の演説は国安に妨害あれば中止解散さかす降れとの嚴命ありしに、皆々是はと驚きしも、最早演了りし後にてありしかば弁客も聴衆も左まで遺憾のこりおしくおもふ様子もなく穩便おたやかに退散したりとぞ「熊本新聞」一三八九号 一八八二、一一、三」

前者(⑤)では、習慣の弊害を述べ、これは教育が悪いからであるといい、後者(⑥)では高尚な思想と卑下なる思想を対比、志を高く持つようにと訴えた。

二、「其の演題は「婦者家之所由盛衰、宜哉」(⑦)、「今日行一難事明日行一難事」(⑧)と云へる二題にて、先づはじめに前題(⑦)を演へ「婦者家之所由盛衰」と云へるは妾(岸田—引用者註)の語にあらざして古人司馬温公の語なり、「宜哉」の二字は妾が温公の語を私評したるものなり云々、夫より家の盛衰は婦人おんなに由る所以の古例を引き、且つ社会と云ひ人民と云ひ人間と云ふの語は決して婦人を除き男子のみを指したるものにあらずるは、則ち我国三千五百有余万の同胞姉妹兄弟と云ふを以て明なり、然れば婦人にして智識進歩せざれば社会の開花、人民の進歩などと云の語を用ること能はざるべしと直ちに進んで男女の同権なることに説き及ぼし、我國數百年來の習慣として婦人に教育おしへなきことを歎じ終局おはりに至り婦人の性質を花木はなに譬へ、今此の聴衆中五百有余の婦女子諸君よ諸君は紅粉を粧ひ膏膩を凝らし僅か(二字不明)の花と眺められんことを望まんより寧ろ才を琢き智を磨し三千五百万人中の花と仰がるるを望めと述べて、其の局を結ばれたり(⑦)、次の後題なる「今日行一難事明日行一難事」(⑧)の演説は、難事は凡庸人の好で避くる處なれども難事を行ひ遂ぐるは無数の快樂を來

すものなり、彼の易事のみこれ濁るるものは決して最大幸福を得る能はず、故に今日一難事を行へば明日も亦た進んで一の難事を行ふべし、然れども難事を行なふ如きは決して愚人の能くする所にあらず、彼の愚人の如きは独立自治の精神に乏しく徒らに貴顕に媚び私利を図るものために籠絡せらるるもの往々之あり。深く省みざるべけんやと説かれしときは如何なる故にや、聴衆中二三の男子が面かほを朱の如く赤くなし聞き居たるを見受けたり、然れども惜しい哉二題共に其の語少しく高尚にわたり愚夫愚婦の耳には徹底せざる様見受けしは頗る遺憾なりし」〔熊本新聞〕一三九二号 一八八二、一一、八二五二頁）

少々長文にわたったが、前者(⑦)では、社会・人民・人間の語は男だけを意味しているのではなく女も含まれており、その意味では「男女同権」であるはずなのに、日本においては、男のみを指すかのようにされてきている。このような格差は、婦人に教育がなされてこなかった悪習慣によつてゐる。ともあれ、女は才智を磨く事が肝要である。後者(⑧)では、易事に濁れることなく、進んで難事を行う事によつて多くの快楽がもたらされ、且つ独立自治の精神も育成錬磨されるものであるといったような事を説いている。

以上が、岸田の演説の内容に関わる新聞報道の記事の抄出である。とくに注目されることは、九州での演説は、いずれも、二つの演説を組み合わせられて行われているところに特徴がある。はじめの演説では主として現状を分析して聴衆を喚起する。つまり眼前の悪習・弊害といったものを指摘した上で、それについて歴史的に検討を加えている。そして、続く二つめの演説では、初めの演説で示された弊害を除くためにどうすべきかという方向へ話を進め、岸田なりの指針を示していくというような構成になっている。そして、その指針とは聴衆・婦女子らの

意気を奮い立たせるようなもの、具体的には才智をもっともつと錬磨すべきであり、教育に力を注げということであった。(註二四)

社会にはびこっている悪弊を浮かび上がらせ、それを取り除くためにどうするのかという問いを人びとに投げかけ、人びとの精神を呼び起こし、鼓舞するかのよう活動せよと訴える。演説活動を続けていく過程で、岸田なりの経験とそれに基づく工夫の跡を読み取ることが出来る。そして、このような訴えに共鳴したのは長い間低位置に措かれ続けた女性たちであり、柔軟な精神の持ち主である年少者であった。(註二五)

四 岸田と年少者

さて、岸田と年少者との関わりについて検討するときが来た。演説活動を続けている半ばごろから、岸田は、自らの主張を「女権拡張」・「女権宣言」から教育、とくに「女子教育」に重点を移し、年少者を意識的に対象としながら幼少時からの教育の必要を説いていくようになる。未だ文字を十分に解せない年少者に対しては、「演説」という方法はきわめて効果的であった。それは、恰も芝居見物をするかのような気持ちで臨場することが出来たからである。そして、うまい演説は聴衆の心を捉えていく。後述するけれども、岸田の演説を報道した新聞記事の多くは、岸田の演説はうまく、かつ聴衆を捉えていることを報じている。時には、恰も自己陶醉するかのような場面も少なくなかったようである。岸田のそのような演説が年少者を次々に捉えていったことは想像に難くない。そして、更に、そうした年少者を組み込み、時には自分と同じ場で教育の必要を語らせている。岸田が説く

幼少時からの学びの必要を、年少者の口から語らせることによって更に多くの年少者の支持を広げていったのではないか。

岸田と共に演説会場に立った年少者の演説内容を見よう。

年齢八才一ヶ月の太刀ふじは、一八八三年一〇月二日、京都四条で催された女子大演説会で「人も亦た花の如きものか」という題で演説した。「花で名のある大和国吉野の者であります但此の頃は岸田氏の門に居ます太刀ふぢなる者」という自己紹介をした上で始めた彼女の話は次のようなものであった。自分の住む吉野は田舎であり、何もかもが不自由であり、田舎は都会に比し「人」をはじめすべてが劣っている。しかし、花には「田舎の花」「都会の花」の区別はない。吉野の田舎へ都会の人は花を見に来る、田舎の花が都会の人を呼ぶのである。なんと偉いことではないか。人も花のように田舎にいても都会の人を遣うぐらいのことは出来るはずである。双方の間にはいろいろな格差があるようにみえるけれども、その違いは「賢」か「愚」かの違いにしか過ぎない。だから、人は「賢」になること、そのためには学ぶことが大切であるというような内容の演説をした。

八才二ヶ月の梁瀬濤江の演題は「丹波氷上郡は昔は何を以て鬼国と云ふや」である。この要旨は丹波は都に近いのに何の教育も行き届いておらず「田舎野蛮」である。そこに住む人は大切な子どもに教育を施すことなく全くの野蛮人である。そのような教育のない野蛮な親は人間ではなく鬼というものである。自分はそのような「鬼」の仲間入りをしたくない、何とかして教養のある人間になりたくていろいろ思いをめぐらせているとき、「此の春岸田子の丹波に遊歴致されしを幸に随行して今其門に入りて勉強なし、是より進んで人の人たる義務を尽くし

人間となる心得つもりであります」といったようなことを演説した。(註二六)

時は少々遡るが、岸田が九州地方を遊歴したときのことである。岸田の影響を受けて文章を書いた宮川佐恵子の場合を見よう。一五才の佐恵子は、一八八二年一月二六日に熊本若葉町福富座で開かれた岸田の学術演説会で語られた「習慣論」と「思想論」の二つの演説を聞き感動し、其の思いを綴った。それを後に催された親睦会の席上で朗読した。それは大要次のようなものであった。日本の女子の作業は古来から「卑屈ニ沈溺シ日ニ只炊掃針線ノ間ニ従事シテ一毛有為ノ氣象アルヲ見ス、彼欧米各国ノ如キハ英雄豪傑独リ男子ノミニアラスシテ間々女丈夫ノ輩出スル」ことがある。日本と欧米とのこうした違いはいうまでもなく教育の方法が異なっているからである。我が国のようにいつまでも旧来の習慣を墨守しては眞の教育を授受することはできない。岸田氏もつばら精神を教育上に注ぎ、教育の必要を説くために場所をいとわず遊歴してくれている。「到处三尺ノ童子ト雖ドモ皆其芳名ヲ聞知セサル者ナシ」「僻遠蒙昧ノ田舎ト雖トモ遺ス所ナク学術演説ヲ開キ一ニ教育ヲ説キ大ニ地方ノ人ヲシテ感發誘起セシムル所多シ」と述べ、自分は今より学問に従事し努めて女子の自分を尽くすように心掛けること、教育というものは直ちに効果をもたらすものではないけれども、後來にいたって百倍の実を結ぶものである。岸田のいうように学問を身につけていけば、今後続々と名媛賢才が輩出するであろう、これも岸田の「恩賚」といわざるを得ないと結んでいる。(註二七)

比較的詳細に綴られた三人の年少者の発言の要点を示した。そのほかに、一八八二年一月三〇日、熊本において開かれた留別の演説会の折、「会員諸氏」も代わる代わる発言した。その時、前田案山子(註二八)の一二才のおおツチが「学問ヲ勸ム」という発言を、続いて同じく一二才の田尻久馬が「安楽は労苦ノ花」という題で演説

した。その具体的内容についてははっきりしないが、この時の様子を報じた新聞は、おツチの演説に「妙齡（せうが）にして論に富まれたるは家庭教育の致す所か感賞すべきことにてありたりき」と記し、また田尻発言に対しては「是も亦感すべきものありし」と伝えている。（註一九）

さらにまた、岸田が博多で学術演説を開いたときのことである。その様子を伝えた「東京横浜毎日新聞」は、岸田の演説の前に「（博多）覇台北校の生徒田中某（八年）は「幼稚の心得」、井上某（九年）は「玉磨かざれば光なし」という演題にて各演ぜしとのことなるが、斯く年若きものの演説せしとは最（い）と珍（い）しきことにこそ」と記している。（註二〇）

以上のように年少者の発言の執れもが教育の重要性を語っている。卑屈な状況での生活の繰り返し、野蠻であり無知蒙昧であるような状況から脱出し前進するためにはまずは教育が必要であるということ、学ばなければ状況は打開できないといったことを訴え続けた岸田の演説は、柔軟な年少者とりわけ若い女性たちの心をとらえてはなさなかつたのであろう。

男尊女卑を打破するための教育、これまでの女子教育のあり方の見直し、若い層への教育の必要、などに岸田のねらいは絞られていったのである。そしてまた留意されるのは、その若い子どもたちの背後には親の支援、とくに母親のバックアップがあったことが知られるのである。たとえば、宮川佐恵子の場合は、親が岸田の懇親会を周旋した中心人物であること、太刀フジ子の場合は、一八八四年、大和五条へ遊説するとき、岸田は太刀を伴っていくが、その際、その太刀の母も同行していることが確認される。（註二一）

五 岸田の演説と聴衆の反応

岸田の演説が人びとを魅了していったことについてはすでに指摘したが、その受け止められ方がどのようなものであったのだろうか、賛否を含め、今少し具体的な様子を新聞報道などを通してみよう。

- (一) 岸田俊子の演説の評判について述べている文を示すことから始めよう。「評判二曰ク女子ニシテ豪傑ハ英国ノイリザベス女王、我国ノ神功皇后ナリ、女弁士コノ名アルモノハ岸田俊女ヲ含テ他ニナキナリ、此女子ノ演説ヲ聴クモノハ皆感服セザルナシト、然レドモ此女子ニモ亦癖ナキ能ハズ、癖トハ立居振り舞ヒ言語ノ放チ方ハ女子ニ不似合恰カモ男子ノ為スベキ処ナリト（女子ナラバ女子相応ノコトヲ為スベシ）是レ則チ此俊女子ノ欠点ト謂フベシ」（栗田信太郎編著『自由改進黨漸進保守明治演説評判記 全』一八八二、一〇 変了閣）（註三）
- (二) 「其平生の心志磊落談論活発にして明眸皓齒あだの阿娜たるを見るにあらざるよりは宛として鬚眉男兒に接するの想ひありとは実に驚くべきの奇婦人と謂ふべし」（日本立憲政新聞）一五号 一八八二、三、三一）
- (三) 「幼年より才学の聞へありし人にして漢洋二籍に通し弁舌清爽なるを以て演壇に登る毎に喝采を得さることなしと、是迄婦女の傍聴する者としては暁天の星なりしも俊女の出席以来は女子の傍聴に出掛る者逐次に増加せしという」（時事新報）五七号 一八八二、五、八）
- (四) 「弁説爽快にして毫も撓まず拍手喝采の声は場外に響き渡るほどなりし」（山陽新報）九六二号 一八八二、五、一六）
- (五) 「岡山津山等の処々にて政談演説を為られたるが、何処にても女史の演説を聴て頗る感動したる景況なりし

と」〔日本立憲政党内閣新聞〕五九号 一八八二、五、二三〕

(六)「二三の新聞紙は大阪政談演説会員の一人なる岸田俊女史のことに付種々妄説を掲げて甚だしきは其筋の内命を請け我が立憲政党内情を探偵するものなりなど言触らせど、女史は斯る卑夫に伍す可き人にあらざれば、畢竟彼の陋劣なる反問者流の造語に過ぎざるべし」〔日本立憲政党内閣新聞〕五三号 一八八二、五、一六〕

(七)「岸田とし子の演説は議論明快雄弁滔々として尤も聴衆を感動せしめたり」〔日本立憲政党内閣新聞〕六三号 一八八二、五、三一〕

(八)「女弁士といふに一層の評判を得て開会の当日より霖雨簫条道路泥濘の中をも厭はず聴衆はいやが上に充滿し毎夜無慮二千余名の多きを以て数ふる程なれば、俊子も一層の奮勵を生じ雄弁滔々澁まず濁らず論し去り論し来て、時勢を切議し国事を痛論し以て満場の公衆をして感歎措からざらしめしは、実に女子にして珍らしき活発の弁士といふへき、只惜むらくは其説く所論する所^や輒もすれは激烈に走せて往々女子の淑徳を傷ふなきかの疑を起さしむることなきにあらざるを、是素とより愛国憂世の余情知らず識らず溢れて此に至るものなれば敢て彼是れ非難すべき訳にはあらねど尚ほ此上に少しく注意を加えられなば、たとへ愚民の喝采は得ずとも識者は^{うら}隴を得て又た蜀を望むの思ひあるべきか」〔普通新聞〕一八〇九号 一八八二、六、二七〕

(九)「天墮落せば墮落するに任せ其上に立て更らに堅牢の天柱を撰定し以て完全安寧の地を求めざるべからず云々と演ずるに至り、記者は傍聴席にありて眉をひそめコハ怪しからぬ国家転覆の論なり、今にも霹靂一声頭上に降らば如何せんと片唾^{ハマ}を呑んで窺ひ居しに、我徳島警察官の今に始めぬ冥仁大度なる敢て之をも看過して顧みざるが如きを見て俊子のために一安心せしが、聴衆中俄に騒ぎ立ち何事かは知らず「常に似ず」と連呼し」特

典」と叫び「寛大極矣」と口々に発し満場忽ち囂々として容易に静まるべくもあらざりしが俊子は益々弁を揮ふて痛論せしにぞ」〔普通新聞〕一八〇九号 一八八二、六、二七)

(一〇) (六月二五日の「嗚呼嗚呼」という演説が時事痛論により中止解散を命じられたことを報じた後) 「此く記したる処にては唯だ過激の演説の如く察せられるれども記者が能く其人に就いて見るに年来慈母の教育により深く書籍に通ずるが上に性質は温和にして言語寡く、平生女子教育の盛ならざるを歎じて大阪に女子学校を立てんと志し又女子の集会演説等を勧め音楽の改良をなす等男子も及ばぬ企てある位なれば、過激の演説をなして一時の喝采を得んとするが如き浅慕(ママ)なる事のあるべき様なし、全く心術より論じたる慷慨の演説を以つて過激と謬まりし者ならん、然るになかには痛く讒毀して掲げたる新聞もあれど此等は全く実を知らずして空を吠るの犬と云べし」〔自由新聞〕四号 一八八二、七、四)

(一一) (一〇月三〇・三二日の演説についての記者のコメント) 「惜しむべきは語少しく漢語めきて解する人稀なりしか如し、且又非常の自由改進黨の論なりしもその論の巧みなるか為なりしか監臨(ママ)の警察官より中止解散の命なかりしはまづ仕合せなりし」〔熊本新聞〕一三八七号 一八八二、一一、一)

(一二) 「一昨夜堀川定席に開かれし岸田とし女の演説は聴衆前夜よりも多く殆んど場に満つるほどなり」〔熊本新聞〕一三八八号 一八八二、一一、二九)

(一三) 「一昨夜区内草葉町福富座に於て開かれし岸田とし女学術演説の景況を記せんに聴衆は矢張前夜の如く多かりし」〔熊本新聞〕一三八九号 一八八二、一一、三)

(一四) 「岸田俊女には去る二日当地へ着し昨五日の夜紺屋町なる明辰定席に於て開会せられしに、男女老弱場中

に填咽し殆んど立針の余地なくとも盛んなることなりし」〔熊本新聞〕一三九二号 一八八二、一一、八)

(一五)「岸田女史には去二八日当村前田案山子の別荘に着され同夜開かれし懇親会に来られしに、来会するもの無慮五百有余名演説などありて中々盛会」〔熊本新聞〕一四一四号 一八八二、一二、五)

(一六)「四日五日之夜は紺屋町明辰定席にて岸田俊女の学術演説会あり、是も聴衆場中に充滿して立錐の地なく為に、発起人は意外の所得ありたる由」〔紫溟新報〕四八〇号 一八八二、一一、九)

(一七)「彼反对党か巧言令色を以て世人を瞞着し主義を切売するの媒となす杯なとよからぬ取沙汰ある女学士岸田俊女は、軟弱の質を以て遙々球磨川の激湍たを遡り人吉町に至り去十三日先夜より同地の中川原定席に於て三日間学術演説を開きしに、女流の演説は熊本すら初めての事なれば況して彼の地は名にしをふ癖郷にして女の演説は最と珍らしとて我れも我れもと詰懸、聴衆常に七八百人もありて余程の当之无愧なりし由」〔紫溟新報〕五五号 一八八二、一一、二三)

(一八)「八代町なる定席にて雄弁を振るひ快爽なる演説会を開きしと」〔自由新聞〕一二〇号 一八八二、一一、二六)

(一九)「彼の岸田俊女が九州地方巡回の際、人吉駅にて学術演説をなししに、女流の演説は最と珍しきことなれば我れも我れもと詰掛け聴衆凡そ八百計もありしが、予ては当日同地の有志輩と共に演説を為さんと二三日前より広告をも為し置きたるに、女流と共に演説をなすは外聞悪ししとの説起り、弁士等は俄に腹痛歯痛杯と称し演説を断りしかば、俊女は早くも之を覺りて其の壇上に登り本題を演ずるに先だち説き出して曰く、今日の演説は当地の有志諸君も二三名登壇すべきの処、俄に病気の趣きにて演説を見合す事になりしは実に遺憾千万

なり、されど妾の臆測かは知らねど是は必意妾の如き婦女子と齒^{よはひ}するを恥づとの意に出でしなるべし、果たして然りとせんか識者をして之を評せしめば却つて彼の諸君は一婦人に齒する能はずとの嘲笑を免れざるべし、妾は特に当地有志の為に惜まざるを得すと述べ、夫れより本題に入りて堂々と論弁せしに満場ヒヤヒヤの声湧くがごとく」〔朝野新聞〕二七四一号 一八八二、一二、六

以上、岸田の演説及び演説会の様子を伝える記事を列記した。(一)に、当時の弁士の評判について半ば専門的に扱った書物からの引用を記したが、岸田は、「女弁士」すなわち女性の演説家としては突出した存在であったことが分かる。その上で、(二)以下に新聞報道記事を抄出した。これらから新聞記者の捉え方、又記事を通して聴衆が岸田の演説をどのように捉えていたのかを知ることが出来る。

時折「漢語めきて」聴衆に十分の理解を与えることが出来ない場合もあったり、岸田と同席した男性弁士を挑発するような言動も見られるなどやや批判的と思われる記事も二三見られるが、大方は好意的であり、岸田の演説が論旨明快、言語明瞭、爽快であり堂々としていたとの評である。

当時、岸田が叫ばなくてはならなかったように男尊女卑の通念が色濃く残っており、そうした状況の中では(一九)に見るような状況も少なくなかったと思われる。男性弁士の中には、女性と肩を並べて演説するのは沽券に関わるとの意で、演説を辞す場合も見られた。しかし、それは、見方を変えれば岸田の優れた演説には太刀打ちできないという男性の思い、岸田に対する彼らの劣等意識の裏返しに他ならなかった。女性の弁士が珍しい存在であったことが岸田の演説会を満員にしたという。とくに(三)に示されているように、以前は女性が演説

会に向くことはあまりなかったが、岸田の登場により、女性は勿論のこと、全体に傍聴者が増加したことは確かであった。女性の弁士が珍しいという、その珍しさを差し引いても、掛け値なしに岸田の演説内容・表現方法ともに群を抜いていたのであり、岸田の演説は聴衆を感動させ、聴衆の賛同と称賛とを勝ち取っていった。

おわりに

民権家岸田俊子と「女大学」との関係を中心に聊かの検討をした。江戸時代の社会を、女性たちを縛り続けてきた「女大学」、そこに盛り込まれている封建的女性像は男女を問わず社会通念として受け継がれそのまま明治のこの時期の社会を覆っていた。その「女大学」は、江戸期を通じて「出版物」として著され、人びとに受け止められ、伝達され続けてきた。その「女大学」の伝達のされ方が、岸田によって変えられた。「出版物」という伝達方法から「演説」という方法に。これが、本稿の要点のひとつである。

もう一つは「女大学」というものの解釈についてである。岸田は、その「女大学」の底に流れている封建的な思想に彩られた女性像に異を唱えた。とくに、「三従の道」に体现されている女性への軛に大きな疑問を投げかけた。これまでの「三従の道」の受け止められ方は、岸田に云わせれば間違ったものであり、その誤りが、何の疑問も抱かれることなく長い間受け継がれ、習慣となってきたところに問題があったという。こうした習慣が男尊女卑の観念の蔓延を許し続けてきたという。このような誤った観念を払拭する為には誤った教育、とりわけ女子教育の見直しが必要であった。

そこで、岸田は、「女大学」の基調をなす「三従の道」の意味の捉え直しを提唱した。すなわち、親・夫・子という「人」に従うのではない、人にはそれぞれの分にふさわしい「道」があるのであり、その「道」に従うべきなのであるという具合に。しかし、それは、従来の觀念に凝り固まってきた人々にとっては直ちには納得しがたいものであり、そのことが、演説会で大きな波紋を呼んだのもであった。

しかし、岸田は、「女大学」の基調をなす「三従の道」の捉え方を否定しつつも「女大学」そのものを否定をしていない。岸田にとつては、「女大学」にも充分に有用な部分があった。それは道徳を規定した部分である。教育は、単なる知識の授受だけではない、人間として道徳面も身につけておかなくてはならない、そのためには「女大学」は充分に有効であったとしている。

最後になったが、岸田は、「時」のとらえ方に敏感であった。移りゆく新しい社会に向けて、古い習慣を捨てていく。教育もそうあらねばならない。また、成長していく子どもへの教育は、その成長の度合いに合わせて施されていかななくてはならないという。このような姿勢をもつ岸田は、自らの演説をも換えていく。僅か二年の演説活動にのみ絞ってみたけれども、この間に岸田は自身の活動のあり方を変えていった。一つは、政談演説から学術演説への転換、岸田の主張を体现するスローガンを「女権宣言」・「女権拡張」から「女子教育」へと重点を移していったこと、そして、呼びかけの対象を年少者へと傾斜させていること、等によく示されている。

〈註記〉

(註一) 菅野則子「女大学考」(『女大学資料集成』別巻(大空社 二〇〇六所収)。なお、「女大学」とは、江戸時代中期以降、広く普及した女子教訓書で、貝原益軒の『和俗童子訓』の中の「女子を教ゆる法」から主要な教条を抄出しまとめたものといわれる。成立年代は不詳だが、一七二九(享保一四)年の初版本がある。本書では徹底した封建道徳が説かれ、封建社会の女性観が体现されている。

(註二) 鈴木裕子編『岸田俊子研究文献目録』(湘煙選集四)(不二出版 一九八六)

(註三) 大津事件については、本稿の二―(一)(二)で述べられる。

(註四) 新聞記事の出処は『岸田俊子評論集』(湘煙選集二)(不二出版 一九八五)による。以下同じ。

(註五) 岸田が岡山へ出向くきっかけについては、「山陽新報」九五六号(一八八二、五、九)および「日本立憲政党新聞」四七号(一八八二、五、九)が、次のように述べている。すなわち、板垣退助が岐阜での演説会の帰途、刺客に襲われ負傷したとき、岸田は母と共に板垣を見舞ったが、その時居合わせていた岡山の自由党员竹内正志の母竹内ひさ子(寿)や民権家津下正五郎の妻津下くめ子(久米)らに伴われて岡山に出向いた。竹内等は、当時遠近に名をとどろかせていた岸田に彼女たちがすすめていた岡山女子懇親会発足のための支援を依頼したのである。岡山に出向いた岸田は、打ち合わせをした所で一旦大阪に戻り、予定の演説をすませて岡山に出直している。

なお、注目しておきたいのは、岸田が岡山での何回かの講演を終えて去った後の「朝日新聞」(九八一号 一八八二、五、三二)の報道記事にみる上森の発言である。岸田が帰阪した後、上森操が会員一同に代わって岸田への礼状を出したことを告げたあとで「日本古代の事蹟を証憑として日本は元来女史(マ)を重んず可き国なりとの意を演説せ

られ」たというものである。一九一一年に刊行された雑誌『青鞥』の創刊をかざった「元始女性は太陽であった」の言葉はこの辺に由来しているのかも知れない。

(註六)「明治十六年四月は已に京都に引き返し丹波の各地方を巡回してゐます」といわれているように、岸田は各地を巡回していた。(相馬黒光『復刻版 明治初期の三女性』四七頁 不二出版 一九八五)

(註七)前掲『岸田俊子評論集』二二三頁。なお「興行(業)」については別途検討されなければならない。ちなみに、演説会の時の服装について相馬は次のように記している。「大阪では文金高島田、緋縮緬の着物に黒縮緬の帯といふ芝居の姫君のやうな濃艶な姿、又、京都其他の場所では、黒、白、赤の三枚重ねとなっておりますが、其の土地の風俗に従つて服装を換へたものでありませう」(註六の相馬前掲本 四九頁)。このような「芝居」的要素をもつた演説会の方には、民権期の演説の意味を考えるのに重要な問題である。岸田がどの程度意識していたのかについてはここでは問わないが、後述するような新聞報道などからも、岸田が臨む演説は一種「芝居」的な要素と不可分に結びついていたといえる。

(註八)なお、演説の広まりについては『報知』(二八七九、五、二八)の社説「演説之盛衰」が記しているように、明治の新しいパフォーマンズとしての演説は急速に普及していく。(稲田雅洋著『自由民権の文化史』筑摩書房 二〇〇〇 二四七頁)

(註九)(註八)の稲田前掲本 二五八頁参照。すでに、これ以前から演説は人びとの心をとらえ、ともすれば過激に走り政府批判に及ぶこともたびたびあった。それを適正に取り締まる規制がなかったが、引用したような噂は流れていた。その後、一八七八年七月一七日に、いわば演説を規制する法令として「太政官布告第二十九号」が出される。

(註一〇)「京都絵入新聞」(一八二・三頁) 一八八三、九、二九・三〇。販売所については「通券売捌所 寺町通御池下(駈々堂本店)・寺町松原下(内山改進黨)・蛸薬師寺町(太田權七)・仏光寺東洞院(東枝吉兵衛)・新京極四条上(上仙書店)・三条小橋(有美堂)・四条小橋角(梅橋堂)・七条停車場(野間金生堂)」とされているように、その多くは書店及び支持者であったと思われる。

(註一一)「京都絵入新聞」(一八六頁) 一八八三、一〇、四。

(註一二) (註一一)に同じ。なお、このときの様子を「自由新聞」(三七三頁)(一八八三、一〇、四)、日本立憲政党中央新聞「(四五四頁)(一八八三、一〇、五)も報じている。

(註一三)「日本立憲政党中央新聞」四六二頁(一八八三、一〇、一六)

(註一四)「日本立憲政党中央新聞」四六七頁(一八八三、一〇、二三)

(註一五)「日本立憲政党中央新聞」四一六号所収の「岸田俊女言渡書」(前掲『岸田俊子評論集』二二〇頁)

(註一六)『岸田俊子評論集』二二三頁以下の「公判傍聴筆記」参照。

(註一七) (註一六)の三三三頁)

(註一八)江戸時代に代わって明治時代、天皇を中心とした近代国家となったことを含意している。

(註一九)明治一六年に刊行された『函入娘・婚姻の不完全』について相馬黒光は次のようにいつている。「当時まだ少女の域を脱しない廿一歳の女史(岸田俊子)が純潔無垢の心底から迸る情熱を以て旧思想のとははれの中にある女性のために覚醒の烽火をあげたもの」。そして、大津での演説については「大津に於ける演説はこの内容から脱線して政談にわたり問題となりました」と記している。(註六)前掲書 一二七頁)

(註二〇)(註二六)に同じ。

(註二一) 後のことになるが、岸田は、一八九〇(明治二三)年一〇月、巖本善治の妹香芽子(亀子)が木村駿吉と結婚する時、小冊子を書き贈っている。(註六) 相馬前掲書一七五頁) それは、「女大学」方式をとって、結婚する女性の心得を綴ったものである。そこには、生計・家の飾り・人の来りし時・料理・奴僕を使ふには・衣服・規律・帰り来りし時の項をもうけ、教訓めいた事柄を記したものである。岸田が描く女性像は「女大学」にみられるものとは異なるけれども、岸田が提唱する女が守るべき道徳や規律などについては「女大学」のそれと通じるものが少なくない。

(註二二)(註六) 前掲書二七頁)

(註二三) 大木基子は、岸田は「女大学」以来の教えを一八〇度転回させたというが、(大木前掲本 一一三頁)、筆者はそうした立場には立っていない。

(註二四) 大津での演説「函入娘」の場合も当初は「婚姻の不完全」とセットで行われる予定であったが、岸田の体調が不調であったので前者のみで、後者は行われなかった。「婚姻の不完全」の大意は、婚姻に際して貧富容姿を事前に調べるとはいえず、殆どが他者に託されている。本人も親も従来からの悪習慣で他人任せ、そのために終生の基礎が軽視されること甚だしい。それ故に、夫妻の間に情が通わなかったり不和に陥ることがしばしばである。また、そのためもあって子供の教育にも充分に意が注がれない。婚姻前にきちんとした教育が施されれば配偶者選びも他者を煩わせることはないだろうといったようなことが述べられている。

(註二五) 岡山地方遊説時、岸田の影響を強く受けたものの代表に福田英子(『妾の半生涯』 岩波文庫)がいるが、ほかに内弟子となった者たちには、中村とく(越前)・富永らく(土佐)・富井於菟(播磨)・太刀ふじ(大和)・梁瀬涛江

(丹波)等がいる。

(註二六)「京都絵入新聞」(一八六・一八七号 一八八三、一〇、四・五)

(註二七)「熊本新聞」(二四〇八号 一八八二、一一、二八) なお同一一月二六日に福富座で行われた岸田の演説「習慣論」は、習慣の弊害を説きこれは教育の弊害に起因している所以を述べたものであり、「思想論」では、高尚な思想は自由を欲するも卑下な思想は圧抑を好むといった内容が語られた。「熊本新聞」(一三八九号一八八二、一一、三)。表参照。本稿の三一(二)―一八参照。

(註二八)一八二八―一九〇四。一八七五年、熊本で地租改正が実施されたとき、その不合理な点を取り上げ、免訴特典を勝ち取る。一八七六年、熊本県民会議員に選出される。熊本・九州の民権運動の指導的存在。

(註二九)「熊本新聞」一四一四号 一八八二、一二、五

(註三〇)三六〇一号 一八八二、一二、二一

(註三一)岸田が大和入りの途上で詠んだ漢詩の前書きに「一月十日与太刀母子及婢出浪華将入大和大灌村」とあることから、太刀が「母娘」で行動していたことが分かる。(『文献目録』四〇頁)岸田自身も遊説時、ほとんど母と行動を共にしている。この点については、母の竹香についての検討を要するが、ここでは指摘するに止める。(註六)相馬前掲本参照。また、高知県佐古郡の杉村雪・作の母娘の場合も同様のことがいえるようである。(大木基子前掲書 一三頁)

(註三二)『岸田俊子評論集』からの引用。『岸田俊子文学集』(不二出版 一九八五)には現物の図版が掲載されている。なお、岸田の演説が突出していたことについては、すでに指摘されているところである。稲田雅洋『自由民権の文化史』(筑

摩書房二〇〇〇（二九四頁）によると栗田信太郎著述『明治演説評判記』に五〇人の演説家が登載されており、それを見ると、当時の演説家は基本的には新聞人であり、弁舌ばかりではなく筆の立つ者たちであったという。実は、この栗田が掲げた五〇人の演説家の中に岸田俊子が名を連ねている。因みに女性は岸田一人である。そして栗田の岸田評が本文引用の（一）である。

本稿は二〇〇七年三月に『Kishida Toshiko and Onna daigaku"-in the Female as Subject : Reading and Writing in Early modern Japan"-』を提出したものである。

The center for Japanese Studies at the University of Michigan より刊行の予定である。

表. 岸田俊子の演説

| 地域 | 開催日 | 演説会場 | 岸田の演説の題目 | 典 拠 |
|------|-----------|---------------------------------------|-------------------------|-----------------------------|
| 大阪 | (1882年) | | | |
| | 4月1日 | 道頓堀朝日座 | 婦女ノ道 | 「日本立憲政党内閣」15号 |
| | 4.7 | | 女子亦剛柔ヲ兼有セザル可ラズ | 〃 18号 |
| | | | | 〃 22号 |
| | 4.15 | 道頓堀戎座演劇場 | 天は本と偏頗なき乎 | 〃 26号 |
| | 4.22 | 〃 | 天ハ本ト偏頗ナキ乎 | 〃 32号 |
| | 4.29 | 新町高嶋座劇場 | 切の一字誠に道に入るの門なり | 〃 38号 |
| | 5.6 | 北区大江座劇場 | 夢の説 | 〃 44号 |
| | 5.20 | 道頓堀中の芝居 | 備前行相乗り船* | 〃 56号 |
| | | | | 〃 59号 |
| | 5.27 | 道頓堀中の演劇場 | 外錦内腐論* | 〃 62号 |
| | | | 〃 63号 | |
| 5.28 | 和泉国岸和田 | | 〃 63号 | |
| 6.3 | 岸和田近傍 | 失ひ易き者は夫れ機か | 〃 63号 | |
| 6.10 | 道頓堀中の芝居 | 甘んず可らざるに甘んじ 安んず可ら ざるに安んずるは女子の職に非らず | 〃 71号 | |
| 6.17 | 〃 | 天為天也蓋勞 | 〃 77号 | |
| 岡山 | (1882) | | | |
| | 5.11 | 岡山区石関町水野 万吉方 | | 「日本立憲政党内閣」53号 「山陽新報」960号 |
| | 5.13 | 岡山区東中山下心明座 | 「政府は人民の天、男は女の天」 | } 「山陽新報」958・960号 |
| | 5.14 | | 「夢の話」* 「岡山区女子に告ぐ」 | |
| 5.15 | 美作魚町雀亭 | | 「山陽新報」961号 | |
| 四国 | (1882) | | | |
| | 6.23 | 寺島藤美（見）座 | 女子教育論 | 「普通新聞」1805・07・09号 |
| | 6.24 | | 嗚呼嗚呼* | |
| | 6.25 | | 嗚呼嗚呼** | 「日本立憲政党内閣」89号 |
| | | | | 「朝野新聞」2616号 |
| () | 讃州丸亀新堀の劇場 | 夢か夢か | 「自由新聞」4号 「朝野新聞」2636号 | |

| 典拠 | 備考 |
|-------------------------------------|--|
| '82. 9.15 '82.10.31-11.2 | 学術演説会 「政談に渉りたる旨」 中止命ぜられる 東洋婦人の迷夢（まよい）を覚悟（さと）りせしめられる |
| '82.11. 3 '82.11. 5 '82.11. 8 | 学術演説会 国安に妨害ありとして中止解散を命じられたが、演了後のこと |
| '82.11.12 | |
| '82.11.23 | 「岸田と改進黨員との衝突あり」 |
| '82.11.26 | 三夜連続 「快爽なる演説会」 |
| '82.12. 6 | |
| '82.11.18 | 演説会 |
| '82.11.23 | ♪ |
| '82.11.29 | 親睦会 来会者 26 人 岸田の演説に改進黨員僻易する |
| '82.11.28 | 懇親会 来会者 500 余名 |
| '82.12. 5 | 学術演説会 弁士 4 人 |
| '82.11. 9 | 親睦会 留別の演説会 会員諸氏も交々演説 学術演説会 |
| '82.12.21 | 学術演説会 年少者の演説あり |
| '83.9.29-30 | 「女子大演説会」（これ以前 丹波地方を巡回遊説） |
| ,10.4 | 岸田の外 3 人の女性の演説あり |
| '83.10. 4 | 太刀ふじ（大和の人）梁瀬涛江（丹波の人）中村徳子（越前の人） |
| '83.10. 5 | 盛会 聴衆二千名 |
| '83.10. 9 | 岸田の外 3 人の女性の演説あり |
| '83.11.16 | 「学術演舌」 |
| '83.11.1. 20 | 「我邦に於て婦人の言論に罪を得るは女史を以て嚆矢とす」 |
| '83.11.16-17 | |

| 地域 | 開催日 | 演説会場 | 岸田の演説の題目 | 典拠 |
|-------|-------------|--------------------|---------------------------------|--|
| 九州 | (1882) | | | |
| | 9.13 | 八幡町定小屋 | | 「西海新聞」1270号 |
| | 10.30 | 堀川定席 | 「熊本賢媛来者に告」「行尸飯囊人所恥」「桑柳堅松亦精神矣」 | 「熊本新聞」1386～88号 |
| | 10.31 | | 「京都みやげ一片丹心在高雄山裏楓一秋紫雲散天竺寺中花」 | |
| | 11. 2 | 区内草葉町福富座 | 「習慣論」「思想論」 | 「熊本新聞」1389号 「朝野新聞」2724号 |
| | 11. 5 | 八代紺屋町明辰定席 | 「婦者家之所由盛衰宜哉」 「今日行一難事、明日行一難事」 | 「熊本新聞」1392号 |
| | 11. 6 | 八代郡八代町 | } | 「熊本新聞」1396号 |
| | 11. 8 | 〃 鏡町 | | |
| | 11.13 | 人吉町中川定川 | | |
| | 11.15 | } | | 「紫溟新聞」55号 「自由新聞」120号 |
| | 11.16 | | 八代街頭定席 | 「朝野新聞」2741号 「熊本新聞」1401号 |
| | 11.21 | } 宇土町 | | 「 〃 」1405号 |
| | 11.22 | | | |
| | 11.26 | 読麻郡本山村興福寺 | | 「紫溟新聞」58号 |
| | 11.28 | 玉名郡小天村前田 案山子の別荘 | | 「熊本新聞」1408号 |
| | 11.29 | | 「富貴ハ断テ不知浮世也 唯古ヲ墨守ス可カラズ」 | 「熊本新聞」1414号 |
| | 11.30 | | | |
| 12. 4 | } 八代紺屋町明辰定席 | | 「紫溟新報」480号 | |
| 12. 5 | | | | |
| 12. | 博多 | | 「東京横浜毎日新聞」3601号 | |
| 京都 | (1883) | | | |
| | 10. 2 | 四条北演説劇場 | 「はこいり娘」「婚姻の不完全」* | 「京都絵入新聞」 182・3・6・7号 「自由新聞」373号 「日本立憲政党新聞」454号 「朝野新聞」2994号 「日本立憲政党新聞」 462・3・7号 「 〃 」487号 「自由新聞」 385・389・391・400・411号 「朝野新聞」3013・3028号 「京都絵入新聞」221・2号 |
| | 10.12 | 大津四の宮の劇場 | 「函入娘」「婚姻の不完全」 | |
| | (1884) | | | |
| | 1.19 | 大和五条 | | 相馬黒光『明治初期の三女性』 |
| | 1.20 | 〃 | | 〃 |
| | 2. 3 | 大和田原 | | 〃 |